

協働のガイドライン

～みんなで未来を創るまちを目指して～

目 次

改定の趣旨	1
第 1 協働に関する基本的な考え方	2
1.協働の定義	2
2.協働の意義	3
3.協働の領域	3
4.協働のルール（協働の原則）	3
5.協働によって市民活動団体等にもたらされる効果	4
6.協働の実施形態	4
7.協働の実績	6
第 2 協働の進め方	8
1.協働の対象とする事業	8
2.協働のパートナーの選定	8
3.協働の実施にあたって	8
4.事業の評価	9
第 3 協働を推進するために	10
1.市	10
2.茅ヶ崎市民活動サポートセンター	10
3.市民活動推進委員会	11

改定の趣旨

人口減少の本格化や少子高齢化の更なる進行、頻発・激甚化する自然災害、新型コロナウイルス感染症に伴う生活様式の変容など、私たちを取り巻く状況は大きく変わってきています。こうした中、複雑化する市民ニーズに対応するため、多様な主体が適切に役割を分担しながら、相互に連携・協力してまちづくりに取組んでいく必要があります。

本市では、茅ヶ崎市市民活動推進条例（平成17年4月施行）において、市民活動が継続的に公共の一翼を担うものとして発展するとともに、様々な主体がそれぞれの特性を生かしながら協働することで、活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目指してきました。

さらに、茅ヶ崎市自治基本条例（平成22年4月施行）において、市民と市が適切な役割分担の下、地域の課題を解決するためにお互いの特性を尊重して対等な立場で連携・協力する協働を位置付けています。

これまで、市民の皆さまの自主的かつ公益的な市民活動を財政的に支援する市民活動げんき基金補助事業（平成17年度から）や市民活動団体等と市が協働して地域課題の解決に取組む協働推進事業（平成18年度から）などの様々な取組を推進してきました。

しかしながら、事業実施までの手続きの複雑さなど課題が顕在化してきた協働推進事業を廃止し、事業協力や共催などの多様な協働をより一層推進することとしました。

また、令和3年度を始期とする新たな茅ヶ崎市総合計画において、茅ヶ崎市の目指す将来の都市像である「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」を実現するための行政運営の基本姿勢の「未来創造への挑戦」に「民間の団体や企業との協働」が、「市民との関係の深化」に「多様な主体相互の連携のコーディネート」がそれぞれ位置づけられています。さらに、全ての政策目標に対する関連SDGsとして「17. パートナーシップで目標を達成しよう」が設定されているとともに、多様な主体が支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。

こうしたことから、協働の定義や基本的な考え方をとりまとめた「協働のガイドライン」（平成23年3月策定、平成27年3月改定）を見直すこととしました。なお、見直しにあたっては関係する「協働推進事業の見直しの考え方」（平成27年3月策定）を統合することとします。

本ガイドラインで「市民活動団体等と市との協働」の考え方を整理し、様々な分野において活動する多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと連携・協力するまちづくりを引き続き推進していきます。

第1 協働に関する基本的な考え方

1.協働の定義

「協働とは、市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。」

茅ヶ崎市市民活動推進条例第2条で「協働とは、市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。」と規定されており、協働は、それ自体が目的ではなく、目的を達成するための取組手法の一つです。

さらに、自治基本条例第26条第1項で、「市民と市の協働」について、地域の課題を解決するための手法として協働を位置付け、適切な役割分担、互いの自主性の尊重、対等の立場での連携協力など協働における当事者間の基本的な考え方を規定しています。

このように、協働は、複数の異なる主体が様々な形で関わることで得られる相乗効果を期待して実施されることから、特定の側に一方的な負担を強いることのないよう、明確なルールを定めて取組ることが重要です。

なお、本ガイドラインでは「市民活動団体等※と市との協働」についての考え方を示しています。

※市民活動団体等：市民活動を行うものを示し、市民や事業者を含みます。また、団体として組織的に市民活動を行うものを「市民活動団体」としています。（市民活動団体も「市民活動を行うもの」に含まれます）。

◆コラム◆ 「市民活動」と「協働」

「協働」と「市民活動」は一緒に使われる事が多い言葉です。ここでそれぞれの言葉の意味を確認してみましょう。

■「市民活動」とは「公益的な活動」そのものです。

市民活動推進条例では「自主的かつ自立的に行う活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの」とされています。（営利を目的とする活動などは除く）

■「協働」とは「複数の主体が協力して行動すること」です。



「市民活動を行うものと市」による「協働」、
「市民と事業者」による「協働」、
「市民活動を行うものと事業者」による「協働」など組み合わせは様々ですが、共通の目的を達成するための手法の一つです。

協働 = 協力して行動

2.協働の意義

(1) 市民ニーズに応じた公共サービスの提供

市民ニーズを的確に捉えた市民活動団体等と協働することで、市だけでは気付くことが出来ない公共サービスの提供につなげることができます。

(2) 公共サービスの質の向上

それぞれの主体のもつ柔軟性や迅速性、専門性などの特性と行政がもつ情報や組織を活用することにより、より質の高い公共サービスを効率的かつ低コストで展開することが可能となります。

(3) 自立型地域社会の構築

地域社会で様々な形の協働が展開されていくことにより、地域が主体的に課題解決に取り組む自立型地域社会の形成が図られます。

3.協働の領域

協働の領域は、市民サービスの拡充や質の向上だけでなく、市民活動団体等ならではの当事者性や専門性、ネットワークなど、コミュニティの形成といった、行政とは異なる特性を生かせる活動範囲とします。

4.協働のルール（協働の原則）

市民活動推進条例第9条では、市民活動団体等と市が協働して事業を行う場合の基本的なルールについて協働の原則として次のとおり規定しています。

(1) 目的の共有

協働による課題解決を共通の目的として互いに十分理解し合うことです。様々な社会的課題や市民ニーズに対応した公共サービスを協働により提供していく上で、その目的を各実施主体が認識し、連携・協力して取り組まなければなりません。

(2) 対等性の確保と相互理解

市民活動団体等の特性を生かすためには、市民活動団体等と市は対等な立場で、互いの特性や立場を理解し尊重しなければなりません。市民活動団体等と市は、判断方法や行動規範が異なる部分も多く、協働を円滑に進めるには、互いの長所、短所を含めてコミュニケーションを取りながら相互を理解し、信頼関係を構築することが不可欠です。

(3) 自主性及び自立性の尊重

市は、先駆性、専門性など、市民活動の持つ特性が生かせるよう自主性を尊重します。また、市民活動団体等の自立性を尊重し、適切に役割分担します。

(4) 内容、過程及び結果の公開

市民活動団体等と市の関係、協働の過程などを公開し、透明性や公開性を確保します。協働して事業を行う時は、その内容が当事者間だけでなく広く市民に公開されたいなければなりません。

5. 協働によって市民活動団体等にもたらされる効果

協働によるまちづくりを推進することで、市民活動団体等には活動の成果を事業化できるとともに、次のような効果が期待できます。

協働によってもたらされる効果

市民	社会貢献や自己表現の意欲を生かす機会の拡大、自治意識の高揚
市民活動団体	公共サービスの新たな担い手としての成長や経験値の獲得、事業担当課とのネットワークづくり 社会的理解・評価の高まり、組織、財政基盤の強化
事業者	社会貢献の意欲を生かす機会の拡大、社会的理解・評価の高まり

6. 協働の実施形態

協働は、事業の目的や性格、期待する効果、協働する相手方の特性などによって、選択できる実施形態が変わるため、これらを検討して適切なものを選択します。

(1) 委託（協働委託）

市民活動団体等に対して、事業を委託する協働形態です。（単に経費削減のみを目的とした業務請負型の委託事業については協働となるわけではありません。）

協働の実施形態としての委託は、協働推進事業実施後に委託事業としたものなどで、受託者となる市民活動団体等の提案・企画を仕様書に取り入れるとともに、事業の実施過程において協議の場を設定するなど、相互の意思疎通を図るとともに市民活動団体等の特性を十分に生かす形で実施します。なお、協働での委託においても、契約書や仕様書に則った施設運営を行うなど、受託者としての責務を果たす必要があります。

(2) 指定管理者（市民活動団体や地域組織が指定管理者となっている場合）

地域集会施設などの設置目的を効果的に達成するため、地域住民が多く参加している地域組織や市民活動団体の施設と関りが深い者を指定管理者として施設の管理運営を委ねる協働形態です。指定管理者の特性を生かしたソフト事業の実施などで特に効果が期待されます。なお、協働での指定管理においても、管理運営の基準に沿った施設運営を行うなど、指定管理者としての責務を果たす必要があります。（指定管理者制度を導入する全ての施設が協働となるわけではありません。）

(3) 事業協力

実行委員会や共催以外の形態で、市民活動団体等と市との間で、経費負担、役割分担、責任など、お互いの得意分野を出し合い協力していくものです。それぞれの特性を生かす役割分担を取り決めた協定書等により、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態です。

なお、情報や活動場所の提供などの協力関係も事業協力に含みます。

※アダプト・プログラム（里親制度）

道路、河川、公園などを、地域に密着した市民活動団体等が「里親」のように管理するアダプト・プログラムも事業協力に含むものとします。アダプト・プログラムによる事業では、市は必要に応じて、物品の貸与、損害保険の負担、活動の広報等を行います。地域住民自らが取り組むことにより、地域のことは地域が行う、という自治意識が高まり、周囲の市民への波及効果も期待できます。

(4) 実行委員会

市民活動団体等と市とで構成された実行委員会が主催者となって、事業を行う協働形態です。企画段階から十分に協議し、経費負担や役割分担を明確にし、それぞれの専門性を生かすことで、単独で主催するよりも内容の充実などが図られます。

(5) 共催（実施主体となる組織は複数）

市民活動団体等と市が主催者となって共同で一つの事業を行う協働形態です。共催することで、自由な発想や市民活動団体等が持つネットワークを生かすことができ、単独で主催するよりも内容の充実が図られます。

(6) 補助

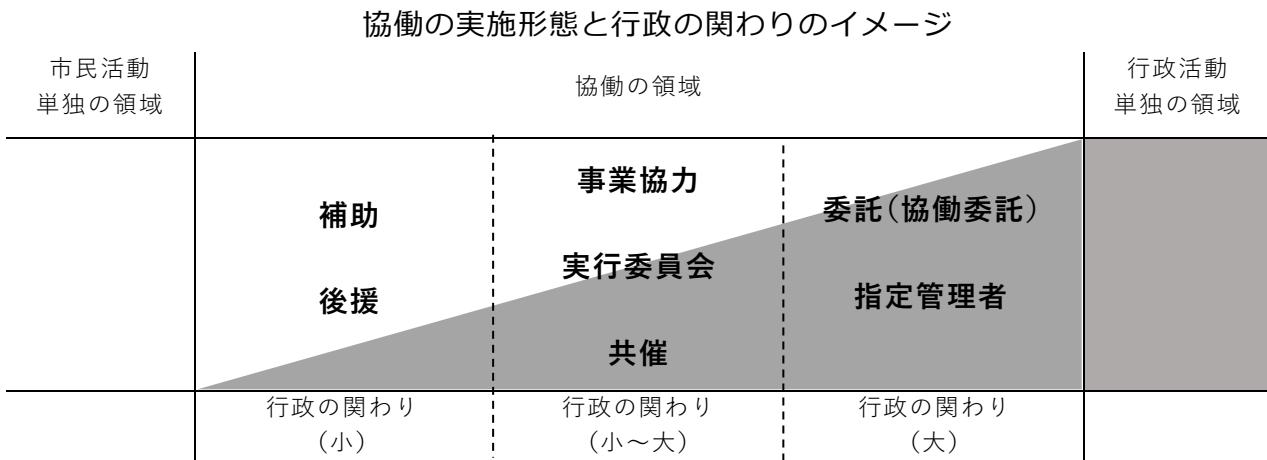
市民活動団体等が主体的に行う公益性の高い事業に対し、その事業を支援、育成するため、補助金を交付する協働形態です。

(7) 後援

市民活動団体等が主催する事業に対して、その趣旨に賛同し、開催を援助する協働形態です。人的・金銭的な支援は伴いませんが、後援により社会的信頼を得られることで、効果的な事業展開につなげることができます。

なお、協働の実施形態や実施事業の内容などにより、市民活動団体等の主体性と行政の関わりの大小が変化してきます。

また、協働の目的には「市民による公共サービスの提供」も含まれる事から、事業内容に応じて、「補助」や「後援」などの行政の関わりが小さい協働から、「委託」や「事業協力」などの行政の関わりが大きい協働（協働事業）へと移行することも想定しながら、協働に取り組む者とします。



7.協働の実績

市民活動団体等と市との協働により、これまでにも様々な事業を実施してきました。協働のパートナーとなる市民活動団体等の、運営方針や規模、事業内容などに応じて、「6.協働の実施形態」に位置付けられた形態による協働が広がっています。

協働の実績

実施形態	委託	指定管理者	事業協力	実行委員会	共催	補助	後援	合計
平成 28 年度	63	23	140	24	61	24	186	521
平成 29 年度	50	23	171	24	67	17	196	548
平成 30 年度	52	22	162	23	62	16	242	579
令和元年度	53	22	174	16	71	17	251	604
令和 2 年度※	22	22	71	2	31	5	68	221

※令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大による事業の休廃止などにより実績値が減少しています。

◆コラム◆「市民活動げんき基金補助事業」

市ではこれまでに「市民活動げんき基金補助事業」（正式名称：市民活動推進補助事業。補助による協働。）を実施してきました。これは、市民活動団体が実施する公益的な事業を財政的に支援するものです。平成19年度から令和2年度までに約160事業を支援してきました。

「市民活動げんき基金補助事業」の活用をきっかけに、事業協力や委託など他の協働の実施形態へ移行し、継続して社会課題の解決に寄与する可能性を持っています。

なお、補助は「市民活動げんき基金」（正式名称：市民活動推進基金）を財源としています。この基金は市民の皆様からの寄付金などを積み立てているものです。市民自治推進課や茅ヶ崎市民活動サポートセンターなどに募金箱を設置しているとともに、イベントなどでも募金を呼びかけています。

皆様も是非寄附にご協力をお願いいたします。

第2 協働の進め方

実際に協働を進めていく際には「協働のルール」などを踏まえるとともに、事業目的や内容に合わせて、適切な実施形態で実施します。特に行政の関わりが大きい実施形態では、次の事項に留意しながら、取組を進めます。

なお、新たに協働を実施する際には、事前の合意形成や事後評価に時間をする事がありますが、長期的な視点では事業の効率化や省力化につながりますので、丁寧に取組んでください。

1.協働の対象とする事業

協働で実施する事業は、市民活動団体等が関わることにより、従来の実施手法よりも市民サービスの拡充や質の向上が期待できる事業や市民生活に直接的な関わりがあり、市民活動団体等の専門性や当事者性などの特性を生かすことで効果的に実施できる事業でなければなりません。

したがって、これ以外の事業や単に経費削減のみを目的とした事業については、協働型の委託ではなく業務請負型の委託なども含めて別に検討します。

2.協働のパートナーの選定

協働を実施するにあたって、事業の特殊性などから事業を実施できる市民活動団体等が1者しかいない場合などを除き、より質の高い事業を実施できるパートナーを選定するプロポーザル方式などにより相手方を選考するなど、公正性、透明性を確保していく必要があります。

このため、次のような視点をベースに選定を行います。

協働のパートナー選定の視点

1. 事業の遂行が可能であるか。
2. 事業内容に応じた活動実績があるか。
3. 事業を実施できるだけの組織体制となっているか。
4. 事業の目的を共有し、協力体制がとれるか。
5. 市民活動団体等のミッションが事業目的に合っているか。
6. その他、事業内容に応じた基準は満たしているか。

3.協働の実施にあたって

(1)協働で事業を実施する際の留意点

- ・事前に互いの特性や立場の違いを理解した上で、役割分担等について十分な協議を行う。
- ・合意事項は文書化する。
- ・事業実施中においても定期的に両者で協議する場を設け、適正な事業実施が確保できるよう努める。
- ・市民活動推進条例第9条の「協働の原則」を尊重する。

(2)合意形成

協働事業を効果的に実施するため、事業実施にあたっての役割分担などについて、市民活動団体等と市が対等な立場で十分に話し合い合意形成を図ります。協議の結果は、協定書、委託契約書などの文書として作成し、各実施主体が合意の上で、事業を開始します。なお、事前の合意形成が必要と考えられる事項としては、次のようなものがあります。

- ・事業目的の共有
- ・役割分担
- ・責任分担
- ・経費負担
- ・事業期間及びスケジュール
- ・成果物の仕様と帰属
- ・協議機会の確保
- ・事業の途中での変更及び対処方法
- ・その他（守秘義務、危機管理など）

(3)協働の成果

成果は原則として、市民活動団体等と市で共有し、各実施主体が公益的な目的のために利用できるものとし、市民活動団体等と市の合意のもとで、協定書などの文書に明記します。なお、事業の性格、実施方法、その他の理由により、成果を共有できない場合についても協定書などの文書にその旨を明記する必要があります。

4.事業の評価

協働で実施した事業についても、他の公共事業と同様に事業を評価する必要がありますが、協働で実施した事業については、協働プロセスの評価を加えることによって、評価結果を協働の推進に活用します。なお、事業内容によっては、市民活動団体等と市の協議により、市民（受益者）による評価を取り入れます。協働プロセスの評価としては、次のようなものがあります。

- ・目的の共有（目的を共通認識した上で、協調できたか。）
- ・役割分担（役割分担は適切に行われたか。）
- ・相互理解（相手の立場を尊重し、対等な立場で十分な意思疎通が図れたか。）
- ・自主性、自立性（市民活動団体等の自立性を損なわずに事業が行われたか。）
- ・透明性、公開性（事業企画の公募、市民活動団体等の選定、事業結果に関する情報発信は適切に行われたか。）
- ・相乗効果（各実施主体が単独で行う場合に比べ、高い効果が得られたか。市民目線でのサービス提供など事業内容の向上が見られたか。）

第3 協働を推進するために

協働を推進するためには、市民活動団体等だけでなく、市職員も協働のルールや意義を理解することなどが重要です。協働を推進するために、関係する主体が実施する事項は次のようなものがあります。

1.市

(1)各課

多様な主体による協働が市民サービスの拡充や質の向上に寄与する可能性があることを意識し、協働の意義や必要性などを十分に理解し、積極的に協働を推進します。

特に事業手法の見直しによる協働の可能性の検討や市民活動団体等との交流による市民ニーズの把握などの情報収集に努めます。

(2)市民参加協働調整会議

各部局の庶務担当課の職員で構成され、組織横断的に協働事業の検討や課題の整理などを行い、協働事業の充実と円滑な実施を図ります。

(3)市民自治推進課

職員が協働の意義や必要性などを十分に理解するよう、庁内会議を活用した周知や職員研修による意識向上などに取組みます。

また、市民活動団体等の活動テーマや行政が解決に向けて動き出した課題などの情報を収集し、収集した情報を広く共有することで協働に向けたマッチングなどにつなげます。

さらに、主体間の交流の場の設定や事業担当課との調整、適切な協働手法を選択するためのアドバイス、協働実施中の伴走支援など、協働の推進に向けたコーディネーターや多様な主体間の協働の連携・促進に努めます。

2.茅ヶ崎市民活動サポートセンター

茅ヶ崎市民活動サポートセンターは、市民活動を支援するための施設です。

市民活動団体等からの相談対応や活動支援、イベントなどを実施する中で、協働に関する情報提供や市との連絡調整を行います。また、市が実施する協働に関する施策への支援などを行い、協働を推進します。

◆コラム◆「ちがさきサポセン」（茅ヶ崎市民活動サポートセンター）

ちがさきサポセンは茅ヶ崎のNPO・市民活動を支援する総合サポート施設です。

相談受付や情報の受発信などを行っていますので、お気軽にご利用ください。

所在地：茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目2番7号

電話：0467-88-7546 ファクス：0467-88-7546

開館時間：9時30分から21時30分

休館日：毎月第3水曜日・年末年始(12月28日から1月3日)

3.市民活動推進委員会

市の附属機関である市民活動推進委員会では、協働を含めた市民活動の推進のため、市民活動の推進に関する制度の改善や財政的支援に関する事項などについて幅広く審議しています。審議内容を踏まえて、茅ヶ崎市民活動サポートセンターと市は様々な取組を推進しています。

なお、市民活動推進委員会は、市民委員や市民活動団体等の代表、事業者の代表、学識経験者で構成されています。

協働のガイドライン（令和4年3月改訂版）

発行 茅ヶ崎市

編集 総務部市民自治推進課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-82-8118

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

